# 金融・資本市場における国際面を含む最近の主な取組み

水 口 純

水口でございます。私は、 皆さま、こんにちは。御紹介にあずかりました 以前国際関係担当の参

事官を務めていた二○一三年一○月にも、この場

にとりまして、今日はそれに続く二回目の講演と でお話をさせていただいたことがございます。私 いうことになります。どうぞよろしくお願い致し

及びICO、金融分野におけるサイバーセキュリ 安定的な資産形成の実現、 スの動向、イノベーションへの対応等、 今日は、金融行政の改革、活力ある資本市場と コーポレートガバ 仮想通貨 ナン

> 等、 ティ、取引の高速化への対応と金融商品取引業者 国際面での取り組みなど、大きく八つの項目 現状や問題意識などについて御説

金融行政の改革

明させていただきます。

につきまして、

#### 金融庁のガバナンス

(1)

(金融行政運営の基本方針)

年度金融行政方針」を公表しました。企画、監 金融庁は、二〇一七年一一 一月に 「平成二九事務

です。

このようにして、PDCAを回すことになるわけ

督、 するため、 かなる方針で行政を行ってい 監視などを含め、 平成二七事務年度から公表を開始した 金融行政が何を目指し、 くかの方針 を明 確化 (V

翌事務年度の「金融行政方針」に反映されます。 融レポート」として公表しており、その内容は、 次で評価 ものです。「金融行政方針」の進捗や実績は、 現状分析や問題提起と合わせ、「金 年

語に終わらせず、職員一人一人が常にこれを意識 大」です。 成長と安定的な資産形成等による国民の厚生 融行政の究極目標は、「企業・経済の持続的 金融庁では、こうした目標を単なる標 0) 増

化 政 して日頃の業務に携われるよう、金融庁 の改革を実施しています。 カルチャー) の変革、 ガバ 具体的には ナンスの改革、 ・金融行 組 織文 組

織

の見直し、

検査・監督のあり方の見直しの四

0

に金融行政を進めていくべきかについて検討を開

の分野について改革を進めているところです。

### (金融行政を巡る主な出来事

みたいと思います。

まず、

金融行政を巡る主な出来事を振り返って

我が国では、今から約二〇年余り前の一九九〇

うな中、 年代に、不良債権問題が深刻化しました。そのよ 一九九八年六月に金融監督庁が発足し、

時は、不良債権処理と金融危機対応が最優先 二〇〇〇年七月には金融庁に改組されました。当 の課

題であり、ルールを明確化し、 債権問題に対応するため、 融行政を行うことが至上命題とされました。 主要行に対しては特別 透明かつ公正 不良 に金

は、 検査が実施されました。 その後、 不良債権処理が一段落 二〇一三年、 四年頃 した段階で、 いから、 どのよう 金融.

庁で

庁」から「金融育成庁」に変わらなければならな な施策を打ち出してきているわけです。 いという問題意識の下で、先ほど申し上げたよう

始しました。その中で、それまでの「金融処分

#### (金融庁の組織

regulator) で、アメリカのように、 督・ 等々の監督機能が細かく分断された行政機関とは いわ 金融庁は、金融制度の企画立案から、検査・監 ゆる金融行政に関する一元官庁 監視の実施機能を一貫して所掌しています。 (integrated 銀行・証券

#### (金融庁の改革)

異なっています。

ます。 以下では、金融庁の主な改革の内容を取り上げ

つ目は組織文化(カルチャー)の変革です。

職員が真に「国民のため、 国益のために働く組

事評価に関し、職員が国益のためにチャレンジ 織」に変革しようとするものです。このため、 し、行動しているかを評価基準にするなどの見直

性の向上や外部専門人材の登用を図ることにして い能力主義の任用を進めるとともに、 しを行っていきます。また、年功序列に囚わ 職員の専門 れな

感を味わえるようにしていかなければならないと います。さらに、 職員が金融庁で働くことで充実

考えています。

等にしっかりと耳を傾けなければなりません。そ す。そうであるからこそ、外部からの意見や批判 価の充実や各種有識者会議の活用等を図っていき り、このため、 の意味で、開かれたガバナンスが求められ 行政機関であり、さまざまな権限を持ってい 二つ目はガバナンスの改革です。金融庁は国 政策評価有識者会議による政策評 てお ま 0

に金融行政モニターを委嘱し、 たいと考えています。また、中立的な弁護士など 寄せられたご意見

等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており

ます。

います。さらに、 機能と総合調整機能を強化することが求められて る課題に的確に対するため、金融行政の戦略立案 三つ目は組織の見直しです。 市場行政を含めた企画 金融行政が直 能力と 面す

め、これらを一体化することが適当と考えており フサイトモニタリング)をシームレスに行うた

また、不良債権問題への対応が一段落したところ

うとするものです。

フィンテック対応の強化を図る必要があります。

で、検査(オンサイトモニタリング)と監督(オ

ます。

来・全体へと広げた新しい検査・監督を実現しよ 言で申しますと、形式・過去・部分から実質 几 つ目は 検査 監督のあり方の見直しです。 : 未

> うとするもので、二〇一七年三月の「金融モニタ リング有識者会議」の提言を踏まえたものです。

少し敷衍して申し上げますと、形式から実質へ

とは、最低基準が形式的に守られているかではな く、実質的に良質な金融サービスが顧客に提供で

確認から、将来に向けて、ビジネスモデルも含め きているかを見ようとするものです。 た健全性が確保されているかの確認に目を向けよ 過去から未来へとは、過去の一時点の健全性

0

上で、真に重要な問題は にとどまらず、 部分から全体へとは、 金融機関全体の 特定の個別問題 何かを特定し、対応 リスクを見渡 の対応

いこうとするものです。

セスの効率化・迅速化・透明化を一層進めること のみならず財務局も含めて、 この他、法令等に基づく申請に関して、 許認可等の審査。 金融 プロ

す。

#### としています。

### (見直し後の組織のイメージ)

画局、検査局、監督局の三局体制となっていまて申し上げます。現在、金融庁の組織は、総務企組織見直し後の金融庁の組織のイメージについ

#### 検査・監督のアプローチ

(2)

#### 検査・監督の見直しの背景

方(検査・監督基本方針)」を策定し、二〇一七

金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め

年一二月に公表しました。

金融庁が発足してから数年間は、金融機関の不について申し上げます。まず、金融検査・監督の見直しが行われた背景

は、このようなやり方ではかえって副作用が大きころが、不良債権問題等が一段落した現時点でよってル」を用いた、チェックリスト方式によるが、その時に効果を発揮したのは、「金融検査マ

ビスの内容を法令で定められたとおりに説明した具体的には、金融機関においては、商品やサー

くなってきました。

しています。

良債権問題や法令遵守への対応が最優先課題でし

った問題意識です。

者にとってよい商品やサービスを提供することがとの証拠を残すことには熱心ですが、本当に利用

後回しになっているのではないか、また、貸し付

十分に行われなくなっているのではないか、とており、結果的に、事業の中身や将来性の評価がきるのに、担保・保証がなければ融資しなくなっけに当たって、利用者の事業収入から十分返済で

た傾向があります。本来は、根本原因まで深掘りのかを十分に議論・分析しないままですませてき指摘する一方、法令違反に至った根本原因は何な当局の側においても、過去の違反行為を個別に

ルッキングに問題を把握し、対処することは難しす。画一的な基準に基づく検査では、フォワードきず、本当の意味での改善につながらないはずで

しないと、

問題を未然に防止するようなことはで

いと考えられます。

n

らの機能はいずれも重要ですから、

両者のバ

ラ

### (金融行政の基本的な考え方)

金

融行政の究極的

な目標は、

企業

経済

の持続

便、市場の公正・透明と市場の活力などの基本的定と金融仲介機能の発揮、利用者保護と利用者利まることを通じて、国民の厚生の最大化に貢献することを通じて、国民の安定的な資産形成に寄与的な成長を支え、国民の安定的な資産形成に寄与

あるものが含まれておりますが、これらの目標の基本的な目標の中には、互いに相反する可能性のな目標の達成を目指すことになります。こうした

す。

例えば、銀行に多くの資本を積み、保守的

バランスの取れた実現を図っていくことが重要で

の積極的な発揮は難しくなるかもしれません。ことが可能になりますが、他方では、金融仲介機能し出しに努めれば、金融システムの安定を図るこ

— 55 –

す。

(新しい検査・監督の進め方)

次に、新しい検査

・監督の進め方について基本

ますと、市場の活力をそいでしまう可能性がありがあります。また、市場の公正・透明も行き過ぎがあります。同様に、利用者科便を損なう可能性力、度が過ぎますと、利用者保護は重要ですが、他ンスを取り、しっかりと両立させることが必要に

ことが重要であるというのが、基本的な考え方でこれら各目標をバランスを取って実現していくます。

機関の取り組みの「見える化」を図ることが重要のようなサービスを提供してくれるのか、各金融択できるようにするためには、どの金融機関がど

工夫をしやすくなるよう、また、前向きに取り組になってきます。当局としては、金融機関が創意機関の取り組みの「見える化」を図ることが重要

関といろいろな対話を行っていきたいと考えていめるよう、当局からの情報提供も含めて、金融機

ます。

です。当局としては、経済環境の変化等も踏ま大な問題発生を事前に防止するという観点も重要味がありません。また、アンテナを高くして、重が、経営が将来にわたって持続可能でなければ意

と高い水準を目指して自律的に努力を行うよう促一つ目は、金融機関が利用者に向き合い、自ず的な考え方を申し上げます。

ます。その中から、利用者が金融機関を比較・選していくということです。金融機関は数多くありと高い水準を目指して自律的に努力を行うよう促

め、え、

ています。

将来を常に意識して議論していきたいと考え金融機関のビジネスモデルの持続可能性を含

ことです。足元の健全性や法令遵守は重要です

二つ目は、将来を常に意識して議論するという

融機関の規模や特性等に応じた対応を行っていく を踏まえ、今後は、基本となる考え方を示し、金 チェックリストで実現することは困難であること 三つ目は、今申し上げたようなことを一律の

考え方、ITガバナンスに関する考え方などで 表して、金融機関と対話を行っていきたいと考え 考え方しか示されていません。今後、主要なテー ています。例えば、金融システムの安定性に関す マ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方を公 る考え方、コンプライアンスリスク管理に関する

特に資産分類・償却・引当については、 関係者

や有識者から成る勉強会を開催し、二〇一八年夏

す。

す。「金融検査マニュアル」は、経過期間を設け を目途に考え方を示していきたいと考えていま

て、二〇一八年度終了後を目途に廃止する方針で

す。 なお、こうした取り組みを進めるに当たって、

陥ってはなりませんので、組織のガバナンスを強 金融庁側の思い込みなどで、悪しき裁量 一行政に

化した上で、金融機関との対話の枠組みや、

# 具体的な取り組みに関し、金融庁では、「金融

(具体的な取り組み)

です。 針)」を公表し、現在、意見を求めているところ 検査・監督の考え方と進め方 金融庁としては、 金融機関の現状の実務を否定 (検査・監督基本方

するような意図は持っていません。むしろ、今 後、よりよい実務を実現するため、対話を行って ついて丁寧に説明していきたいと考えています。 いくための材料にしたいと考えており、この点に

先に公表した「考え方と進め方」には総論的な

りと取り組んでいきたいと考えています。
財務局を含めた専門人材の育成・確保にもしっかく必要があります。さらに金融庁の組織改革や、からの提言・批判が反映される仕組みを整えてい

# 資産形成の実現二、活力ある資本市場と安定的な

(金融上の課題の包括的検討)

るか、どうすればよりよい均衡が実現できるかがズの間で、どのように最適なマッチングを実現す

国全体として、資金供給者と資金需要者のニー

根本的な課題になります。

に振り向けたりします。あるいは、アセットオーを基に融資を行ったり、日銀預け金や国債の購入オーナー・家計が銀行に貯蓄し、銀行はその資金

が、資本市場を通じて企業に投資されます。ナー・家計がアセットマネジャーに預けた資金

金融と経済の好循環を実現するため、それぞれの主体は、従来にも増して努力を払う必要がありの主体は、従来にも増して努力を払う必要がありの主体は、従来にも増して努力を払う必要がありの主体は、だます。全護は、アセットオーナー、アセットスの改善を求められますし、アセットオーナー、アセットスの改善を求められますし、アセットマネジャーは、スチュワードシップ・コードに沿って、企業は、スチュワードシップ・コードに沿って、企業は、スチュワードシップ・コードに沿って、企業は、スチュワードシップ・コードに沿って、企業との対話を進める必要があります。限行は、企業に対している。

分散投資を図っていくことが期待されています。必要があります。家計においても、長期・積立・とともに、顧客との共通価値の創造を図っていくへの貸し出しに当たって、事業性評価を実施するとの対話を進める必要があります。銀行は、企業

これまでの我が国の家計金融資産の伸びは、ア活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現)

X すと、アメリカが三・三二倍であったのに対し、 五年から二〇一六年までの二〇年間を振り返りま ij カに比べ低水準にとどまっています。 九九

日本は一・五四倍にとどまりました。

は、 託の保有割合が高まり、 きな差があります。 るまでになっています。 まっていました。その後、 割合は、 k 日本とアメリカでは、家計金融資産の構成 家計金融資産に占める株式・投資信託の保有 やIRAが普及したことで、株式・投資信 現在の我が国と同程度の約一 しかし、アメリカでも、 現在では約三〇%を占め アメリカでは 五%にとど 四〇 以前 に大

を促していく必要があると考えています。 形成に向け、 今後、我が国においても、 長期・ 積立・分散投資の普及・定着 家計の安定的な資産

見ますと、次のようなことが指摘できます。 我が国における投資信託 0 販売実態を

> す。 運

多くのアクティブ運用では、十分なパフォーマン てい に、 スが上がっていません。第三に、テーマ型投資信 ない投資信託がたくさんあります。 米国と比べ、リスクに見合うリターンを上げ 第二に、

託が多くなっています。 す。第五に、販売手数料や信託報酬が高 とが困難です。 第四に回転売買が多い なお、この点に のが実情 い投資信 関 して

託が多く、

売買のタイミングを適切に見極め

るこ

長期 てNISAの対象商品におい みが見られるようになっています。 、ます。 の資産形成に資するような投資信託 第六に、 我が国では、 て、 販売会社と系列 手数料 また、つみた が低 が増えて

用会社の結びつきが概して強い状況にありま

61

り組

の自律

的

対応により、最近では改善に向けた真剣な取

は、

金融庁からの働きかけや金融機関

家計の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業

金融庁は、二〇一七年三月、「顧客本位の業務

よう促しているところです。 えています。その一環として、金融機関の間で比 取り組みの「見える化」を促進していきたいと考 促すことにより、原則の定着に向けた金融機関の 較可能な評価指標 運営に関する原則」を公表しました。金融機関に 顧客本意の業務運営に関する方針の策定・公表を (KPI)を自主的に公表する

の取り組みについて、平成二九事務年度からモニ 金融庁では、こうした原則を踏まえた金融機関

タリングを開始しました。今後、全体の傾向や取

り組み事例等を取りまとめて公表できればと考え プッシュ型」と言われる営業体制の下で実現可 の営業担当者を擁して需要を掘り起こす また、各金融機関の取り組み方針が、

能かどうかについても分析・検証できればと考え

ています。

には、金融庁自身において、職場つみたてNIS ことを契機として、家計の長期・積立・分散投資 の推進を図っていきたいと考えています。 二〇一八年一月からつみたてNISAが始まる 具体的

することとしています。さらに、 との意見交換やネットメディアへの情報発信な 個人ブロ ガ ] 等

Aを導入するとともに、実践的な投資教育を推っ

進

めていきます。

ど、新たなチャンネルも活用して、情報発信に努

二、三〇年の間、 れていますが、六〇歳で定年退職し、その いても検討を進めます。「金融老年学」が注目さ 退職世代等に対する金融サービスのあり方につ どのように金融資産 0 運 用 · 取

り崩しを行っていくのか、 ような貢献ができるのか、この辺りについて、 その中で金融業がどの 関

係者 えています。 の御意見を伺いながら検討していきたいと考

(「顧客本位の業務運営に関する原則」策定の背

景

用など、インベストメント・チェーンに含まれる 組んでいくことが課題になります。 全ての金融事業者が、顧客本位の業務運営に取り ためには、 長に資する、よりよい資金の流れを実現してい 家計の安定的な資産形成と、経済の持続的な成 販売、 助言、 商品開発、 資産管理、 `\ 運

ニマム・スタンダードではなくプリンシプルを示 に言及されています。 本位の業務運営に関する原則」が策定された背景 「市場ワーキング・グループ」の報告では、「顧客 二〇一六年一二月に公表された、 端的に申 し上げますと、 金融 審 議会

金融事業者が主体的に創意工夫を

客

発揮しながら、ベスト・プラクティスを目指 う考え方が背景にあります。 互 よりよいサービスが生み出されることになるとい に競い合い、 その結果として、 顧客のために

(「顧客本位の業務運営に関する原則」の `概要)

年三月に、パブリックコメントの結果も踏まえ、 リックコメントに付しました。その後、二〇一七 運営に関する原則 二〇一七年一月、 (案)」を取りまとめ、 金融庁は、「顧客本位の業務

本位の業務運営に関する原則』 |顧客本意の業務運営に関する原則| 及び「『顧客 の定着に向けた取

組み」を公表しました。

顧客本位の業務運営に関する原則」には、

七

本位 つの原則が掲げられてい の最善の利益の追求、 の業務運営に関する方針の策定・公表等、 利益相反の適切な管理 ・ます。 具体的には、 顧客 顧

供、顧客にふさわしいサービスの提供、従業員に手数料等の明確化、重要な情報の分かりやすい提

対する適切な動機付けの枠組み等の七つです。

# 向けた取組み」)(「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に

す。 向けた取組み」には四つの柱が掲げられていま「原則」と合わせて策定された、「原則の定着に

らかのKPIを、取り組み方針やその実施状況の 部事業者の、どのようなサービスを選んだらよい のかよくわからないことになってしまいます。こ のため、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観 がいきるよう、各金融事業者に対して、何 を発

組み方針のURLを集約し、金融庁のホームペー針を策定した金融事業者の名称とそれぞれの取り二〇一七年六月末から四半期ごとに、取り組み方

では、金融事業者においてどのような業務運営が二つ目が当局によるモニタリングです。金融庁ジにおいて公表しています。

ト・プラクティスや各金融事業者が内部管理上用ティスを収集します。そして、収集されたベスなされているかの実態を把握し、ベスト・プラク

ついてさまざまな形で公表することを検討していモニタリングを実施し、そこで把握した事例等に針」と取り組みの実態が乖離していないかどうか

話を実施します。また、金融事業者の「

取

組方

いている評価指標などを基に、金融事業者との対

ため、実践的な投資教育・情報提供を促進すると三つ目が顧客の主体的な行動の促進です。このます。

中に盛り込んで公表するよう働きかけています。

ためのインセンティブを提供します。 準を公表するなど、長期・積立 ・分散投資を促 品性 0) 基 す

ともに、つみたてNISA対象商品の商

す。 者の業務運営を評価するための何らかの仕組 四つ目が顧客の主体的な行動を補う仕組みで このため、 第三者的な主体により、 金融 みが 事業

できないか検討しているところです。

思います。

size-fits-all ということにはなりませんが、当該金 託 示されていると見られる例も出てきているように 挙げられています。 融事業者が目指す販売等の方針や方向性が端的 によってビジネスモデルも異なりますので、 販売額に占める自社グル なお、 この点は、 ープ商品の比率などが 金融事業者

(金融事業者による原則の採択等の状況)

原則」を採択した金融事業者の数は、

都市銀

向

また、KPIについても、一定数の事業者が公表 行、 二〇一七年九月末時点で七三六となっています。 地方銀行、 信用金庫・信用組合等を含めて、

しています。その内容はさまざまですが、例え

# 三、コーポレートガバナンスの動

場の整備 国民の安定的な資産形成に資する金融 資本市

が策定され、二〇一五年六月には 二〇一四年二月にスチュワードシップ・ ナンス・コードが策定されました。 121 ポ これ V コ k トガ

よって、我が国でもガバナンス改革が進展してき

売に占める毎月分配型の販売額とそれ

投資信託残高に対する分配金の割合、投資信

投資信託

の販売額上位一〇銘柄、

投資信息

託

販

以外との比

バ

しているところです。

\$ 情です。「平成二九事務年度金融行政方針」 ておりますが、まだやることがあるというのが実 資本コストを意識した果断な経営判断が行わ で

先ほども申し上げましたように、

金融庁に

「金融

モニタリング有識者会議\_

が設置され、

検査

監

ナーの専門性の向上に向けた方策の検討等に言及 業の対話の際のガイダンスの策定、 業も多い旨を指摘するとともに、 機関投資家と企 アセットオー

れず、現預金が内部留保とともに増加している企

督の改革について議論が行われたところです。

### (金融機関におけるガバナンス)

查、 他 金融機関においては、取締役会による監督の 内部監査、 1 わ ゆる三様監査 外部監査)による自律的なガバナ (監査役会・監査委員会監

向上させてい くかが課題になります。 なお、 ンスが行われています。これをどのように高度化

検査

監督が行われています。これについては、

金融機器

関

の場合は、

これに加えて、

金融庁による

(ガバナンスを巡る主な状況

いろな取り組みがなされてきました。

企業のガバナンスを巡っては、これまでもいろ

二〇一五年には、コーポレートガバ ナン

た。また、「スチュワードシップ・コード 及び され、監査役・監査役会の役割が強化され

にまし

コードが策定されるとともに、

のフォローアップに加え、 プ会議」が設置され、両コードの普及・定着状況 コーポレートガバナンス・コードのフォ 上場企業全体のコーポ 口 1 アッ

なされています。

レートガバナンスのさらなる充実に向けた議

論

が

二〇一七年には、経済産業省が「CGS研究

ス・

改正会社法が施行

法人の 会 報告書を公表するとともに、 組 「織的な運営に関する原則」(監 金融 庁が 査法 監 人の 査

ました。「未来投資戦略二○一七」では、アベノ 議において「未来投資戦略二○一七」が決定され ガバナンス・コード)を公表しました。 また、 閣

動や、 せていくため、実効性あるスチュワードシップ活 資する情報提供・より実効的な対話等の実施など バナンス改革を「形式」から「実質」へと深化さ の論点が挙げられています。 上場企業による投資家との建設的 な対話に

ミクスのトップアジェンダであるコーポレートガ を定めたものです。 ダ バ を実現することによって、 中長期的な企業価値の向上と投資リター ナンス改革を実現しようとするものです。 ーに対する責任を果たすよう、 両 コード は、 車の

両輪として、 コーポレー 1 ガ

ワードシップ責任を果たすよう、 則を定めたものです。 機関投資家の行

原

動 コーポレートガバナンス・コードは、

株主やステー

ク

ン

の拡大

企業が、

企業の行動

原 ホ

則

コーポレートガバナンス改革の進捗 (状況)

以来、 すと、二〇一七年には、上場企業の約 コ ーポレートガバナンス改革は、 着実に進んできています。 具体的 安倍内閣 に申 九 割 発足 が、

コーポレート 割以上を実施しています。 ガバナンス・コードの七三の また、 同じ年です 原 則 0

(株主) ス チ ユワー が、 企業との建設的な対話を通じて、 K シップ・ コ 1 F は

機

関

投資家

企

バナンス・コード

'n (概要) **〈スチュワードシップ・コード/コーポレートガ** 

業の持続的

な成長を促すことによって、

スチュ

が 九

二名以上の独立社外取締役を選任する上場会

ス

利

益

相

反管理体

制

の強化、

年金基金等

のア

する目標を公表しています。〜五年程度をかけて、政策保有株式を約三割縮減す。さらに、三メガバンクグループ等は、三年半

社

市

場第

部

は、

八八・〇%に上ってい

ま

(スチュワードシップ・コードの改訂)

訂後のコードには、運用機関におけるガバナンスチュワードシップ・コードを改訂しました。改「形式」から「実質」へと深化させていくため、「形式」から「実質」へと深化させていくため、二○一七年五月には、「フォローアップ会議」

項・原則の明示、議決権行使結果の公表の充実なプ活動、アセットオーナーが運用機関に求める事セットオーナーによる実効的なスチュワードシッ

どが盛り込まれ

てい

ます。

コ

1

ドの改訂が行われた後、

国内大手運用機関

手運用機関は、二〇一七年の株主総会シーズン前者委員会の設置が広がっています。また、一部大において、議決権行使の監督等を行うための第三

了後、個別の議決権行使結果の公表を実施していり、他の運用機関の多くにおいても、株主総会終から、個別の議決権行使結果の公表を開始してお

年六月、委託先の運用機関に向けた「スチュワー(年金資産管理運用独立行政法人)は、二〇一七ます。さらに、アセットオーナーであるGPIF

しています。

ドシップ活動原則」

と「議決権行使原則」を制定

### (「フォローアップ会議」における議論)

「フォローアップ会議」では、二〇一七年一〇

を深め、機関投資家と企業との対話の際のガイダについての検証を行っています。今後さらに議論月から、コーポレートガバナンス改革の進捗状況

バナンス・コードの見直しを行うこととしていまンスを策定するとともに、必要なコーポレートガ

す。

四、イノベーションへの対応等

(情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制

度のあり方に関する検討)

二○一七年一一月、金融審議会に、岩原紳作早二○一七年一一月、金融審議会に、岩原紳作早が開始されました。

りますが、その際、制度面の障害があれば、除去の金融機関はビジネスモデルの再構築を図っておの動きが拡大してきています。そうした中、多く

していく必要があります。

し、機能・リスクが類似したサービスでも、誰が保険業法など、業態ごとに法令(業法)が存在現行法制の下では、銀行法、金融商品取引法、

いだビジネスの障害となりかねず、同じ機能を提に異なる場合があります。その結果、業態をまたそのサービスを提供するかによってルールが微妙

ことで規制を回避するような動きが生じかねませ供しようとする時も、規制の緩い業態に移動する

ん。また、金融に関する統一的な基本的

概

念に変化が生じた場合などに、各業法を個別に改ルールが存在しないため、「金銭」等の基本的概

あります。正して対応しなければならなくなるという問題も

分解

して提供するアンバンドリングと、

複数

のに

の進展等により、

金融サービスを個別の機能

金融システムを取り巻く環境の変化として、

Ι

サービスを組み合わせて提供するリバンドリング

— 67 —

かと考えています。

ング)

(金融サービスのアンバンドリング・リバンドリ

して、同一の機能・リスクには同一のルールを適 用すべきではないかと考えられます。例えば、金 融の機能を、「決済」「資金供与」「資産運用」「リ 融の機能を、「決済」「資金供与」「資産運用」「リ 融の機能を、「決済」「資金供与」「資産運用」「リ 融の機能を、「決済」「資金供与」「資産運用」「リ を 融に関する基本的概念・ルールを ではないかと考えられます。例えば、金

こうしたことを踏まえ、検討の大きな方向性と

ITが進展して、AIによりビッグデータが処

ビジネスモデルが将来の方向になるのではないかようになりますと、深度ある顧客情報が蓄積されるようになります。その結果、一部の人向けでるようになります。その結果、一部の人向けで客情報に根ざす共有価値の創造が求められるようになりました。言わば Customer to Business のになりました。言わば Customer to Businessののになりました。言わば Customer to Businessのになりました。言わば Customer to Businessのになりました。言わば Customer to Businessのになりません。

ろえをしていましたが、店舗網やシステムなど、これまで、金融機関はフルラインで豊富な品ぞと考えられます。

かつての力の源泉が、環境変化の中でレガシーア

務を分化させつつ、個別の機能を安く提供するよ以外の主体が、これまで金融機関が担ってきた業セット化してきています。これに伴い、金融機関

のビジネスモデルであったわけです。 されてきました。言わば Business to Customer

れます。

うなアンバンドリング化が進展することが考えら

本的に、供給側の論理によるマス定型商品が提供

られており、

富裕層や大企業向けは別として、基

ITが進展していない時代には、顧客情報も限

— 68 —

わ 融 なお、 ゆるリバンドリングの動きが拡大しています。 非金 一融サービスを組み合わせて提供する、 海外では、 顧客ニーズに応じて複数の金 (V

のサ 1 ビスを提供したりするなどのビジネスモデ

ルが出てきています。

す。

モデルに変化していくようなことも考えられ

ŋ 例えば、電子商取引業者がオンライン融資をした SNS提供会社が電子マネーやモバイル送金

> 進めば、 また、ブロ 市場 ックチェーン技術による分散処理 仲介者を介さず、 顧客が直接取 引 等 が 所

客が直接取引を行うような「分散型」のビジネス に参加するような「取引所型」のビジネスモデ ル、あるいはルール設定等を担う仲介役の下で顧

#### 五、 仮想通貨及びICO

### (金融ネットワーク構造の変革

インテックの進展により、

金融システム

0

ビスにアクセスする ネットワーク構造は大きく変化していく可能性が あります。 現 在は、 顧客が金融機関を介したサ 「金融機関 ハブ型」ですが、

間 今後は、 K 入り、 顧客とのインターフェー 金融機関のみならず非 スを司る企業が 金 融 機 関 も加

わ

0

た一インター

・フェ

]

ス企業中心型」

のビジネ

スモデルがより合理的になる可能性があります。

仮想通貨に係る状況

次に、

仮想通貨とICOを取り上げます。

私は、 金融庁監督局において、 仮想通貨交換業

す。 仮想通貨につい 者のモニタリング業務を担当しておりますので、 ると言われています。 今、 世界には、 ては日々関心を持って見ておりま 一〇〇〇以上の仮想通貨があ その内、 ある民間サイトの

と、 ン、イーサリアム、ビットコインキャッシュ、 二〇一七年一二月一八日時点の情報によります 時価総額で上位五位に入るのが、 ビットコイ

リップル、ライトコインです。二〇一七年一二月 一八日の時点で、ビットコインが五 四. 五 %

て、 けで七九・五%を占めています。したがいまし シュが五・四%などとなっており、上位の五つだ その他 の仮想通貨は、 種類は多いのですが、

イーサリアムが一一・九%、ビットコインキャッ

規模は非常に小さいものにとどまっています。

#### (過去一 年間のビットコイン価格推 移

ビットコインに関する正式な統計はありません 初と比較しますと、二〇倍以上となっています。 ○万円を超えるような状況です。二○一七年の年 ら急激に伸びており、今や一ビットコイン=二○ ビットコインの価格は、二〇一七年一二月頃か

> が、 ビットコイン取引の半分弱は日本円で行われてい ある民間サイトの情報によりますと、 世界の

ると言われています。

す。二〇一七年八月にビットコインからビットコ インキャッシュが分岐しました。その直 いったんビットコインの価格が下がりましたが、 ビットコインの価格は需給によって変化しま 一前

が、最近では、シカゴオプション取引所 で買われてい るのではないかと言われています C B O

E) やシカゴマーカンタイル取引所

(CME) が

分岐後、再び価格が上昇しました。投機的な目的

上がったとも言われています。 ビットコイン先物を上場したことで、 価格が急に

仮 制しているわけではありません。 |想通貨交換業者の有効なモニタリングの なお、金融庁は、 仮想通貨それ自体を監督・規 しかしながら、

に、

金融庁では、仮想通貨市場がどのように動

ため

70

す。

る要因等についても関心を持っているところで ているかを日々注視するとともに、 その背景にあ

T G ンの交換業務を行っていたマウントゴックス Ŏ X が破産するという事件が発生しまし  $\widehat{\mathbf{M}}$ 

た。

#### (仮想通貨に係る国際的な議 論

されました。 透明性拡大を確保するために更なる行動をとると 払手段の適切な規制を含め、全ての金融 脳宣言において、仮想通貨及びその他の新たな支 二〇一五年六月のG7エルマウ・サミットの首 の流 れの

また、二〇一五年六月の金融活動作業部会  $\widehat{\mathsf{F}}$ 

ATF)のガイダンスにおいて、仮想通貨と法定

とともに、顧客の本人確認や疑わしい 通貨を交換する業者に対し、登録・免許制を課す 取引の届 け

制を課すべきであるとされました。 記 記録 保存 の義務等のマネロン・テロ資金供与規

日本では、二〇一四年に、ビットコイ

仮想通貨交換業に係る法制度の整

貨交換業者の登録制度が導入され、二〇一七年 月から施行されました。 これらを受け、資金決済法が改正され、 免許制でなく、 登録制と 仮 想通 应

イノベーションの促進という両者のバランスに留 いう形が導入された一つの理由は、 利用者保護と

意する必要があると考えられたためです。

テロ資金供与対策を採るよう求めるとともに、 改正法では、 仮想通貨交換業者に、マネロ ン 利

てがなされ てい 、ます。 用者の信頼を確保するためのその他の様々な手当

業者に、 利 用者の信 法定通貨との誤認防止に関する説明 頼 の確保に関 しては、 仮想通貨交換 価

理、 ルール、 全管理体 報提供を求めています。 格変動に関する情報提供など、 分別管理及び財務諸表についての外部監査な 顧客の資産と交換業者の資産の分別管 制 の構築、 最低資本金・純資産に係る 合わせて、 利用者に対する情 システム の安

> 排除、 顧客への適切なリスク説明などが含まれま

す。

業者によっては、

審査の際、

必要に応じて現場

ています。現在審査中の法律上のい ○一七年一二月一日時点で、登録は一五社となっ し業者」も存在します。 また、廃業に向けた手続 わ ゆる 「みな

でのヒアリングも実施することにしています。二

きを進めている業者もあります。

#### 〔登録審査のポイント等〕

どを義務づけています。

と こととしています。一点目はシステム管理態勢で 仮 四つの観点から実質面を重視した審査を行う 想通貨交換業者から登録申請が出されます

策などが含まれます。二点目はマネロン・テロ 金供与対策です。本人確認・取引時確認などが含 資

サイバーセキュリティ、

B C P

不正送金対

まれます。

三点目は分別管理態勢です。

顧客 つ目 は利

0) 預

用者保護に向けた取り組みです。詐欺的コインの

り仮想通貨の管理などが含まれます。

几

## (仮想通貨交換業に関するモニタリング)

換業者登録一覧を公表する際、 金融庁は、まず二〇一七年九月に、仮想通貨交 利用者向けに幾

かの注意喚起を行いました。

つ目は、この一覧に記載された仮想通貨交換

業者が取り扱う仮想通貨は、 義に該当することを確認したものにすぎないとい 通貨交換業者の説明に基づき、 基本的に、 資金決済法上の定 当該 仮想

うことです。

貨の価値を保証したり、推奨したりするものでは 二つ目は、 金融庁・財務局が、 これらの仮想通

ないということです。

その価値を保証している「法定通貨」ではないこ 点を挙げています。具体的には、仮想通貨は国が 三つ目として、仮想通貨の取引を行う際の注意

事業者か否かを確認すべきことなどです。

仮想通貨交換業者を利用する際は、登録を受けた と、仮想通貨は価格が変動することがあること、

談室や国民生活センターに寄せられる相談件数は 仮想通貨に関し、金融庁金融サービス利用者相

題があると考えられる事例に関しては、消費者 増加しています。詐欺的と思われる通貨など、

問

す。

警察庁などの関係省庁と連携しながら対応し

 $\widetilde{\mathrm{I}}_{\mathrm{C}}$ 

最近、 報道等において、 I C O (Initial Coin

Offering)という言葉を目にする機会が多くなり

ました。一般的には、いずれかの企業が、資金調

することで、インターネット上で法定通貨やビッ 達の目的で、トークンという電子的な証票を発行

トコイン等の仮想通貨を調達することの総称で

す。資金調達を行う企業は、調達した資金をどの ような目的で何に使うのか、ホワイトペーパーと

に基づいて、投資者は資金を払い込んでトークン 呼ばれる事業計画書を公表するのが通例で、それ

は、 を購入することになります。発行されたトークン 一般に、利用者の間で売買することができま

(ICOに関する注意喚起)

ていきます。

二〇一七年一〇月、金融庁は、ICOに関する

注意喚起を利用者及び事業者向けに行いました。

かっ 5 間サイトによりますと、ホワイトペーパーに かわからないのが実情であると思います。ある民 パ り、約束されていた商品やサービスが提供されな に掲げられたプロジェクトが実施されなかった する可能性があります。 取引が行われるとしても、 ので、価格が急落したり、突然無価値になったり ーの内容にどこまで信頼性があるのか、 ń ICOのトークンは、仮に取引所に上場されて たプロジェクトの半分以上は実施されて たりするリスクもあります。 また、 需給で価格が動きます ホワイトペーパ ホワイトペ なかな 掲げ 1

]

す。また、ICOが投資としての性格を持

つ場

要があります。

ŋ る可能性がある旨を注意喚起しています。 よっては、資金決済法と金融商品取引法に抵触す また、 ICOにおいて発行される一定のトークン ICOを行う事業者に対しても、 場合に つま

等を業として行う事業者は登録が必要になりま は、 資金決済法上の仮想通貨に該当し、その交換 ]

は、金融商品取引法の規制対象になると考えられ 定通貨での購入と同視されるスキームについて 合、仮想通貨による購入であっても、 実質的に法

### (ICOに関する各国当局の取り組み)

識を持って注意喚起を行っています。注意喚起文 集できますので、 ICOは、インターネットを使って全世界で募 各国の証券当局も、 強 問 題意

リスクがあることやプロジェクトの内容などを

クンを購入するに当たっては、このような

した詐欺の事例も報告されているようです。

いとも言われています。

外国では、ICOに便乗

な

ます。

しっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必

74

(これまでの金融分野における取り組み

応に関しては、 五. 書等を公表した証券当局は、二〇一七年十二月十 日現在で約二〇ヶ国に上ります。 海外当局間の緊密な連携が必要と I C O の対

把握を開始しています。

また、

金融業界全体

から段階

的

金 融

機関との建設的な対話と一斉

考えています。

## キュリティ

金融分野におけるサイバーセ

○月には、 ティ演習

第二回目の演習

(Delta Wall 2)

を実

(Delta Wall)

を開始し、二〇一七年

施したところです。

年一○月に、金融業界横断的なサイバーセキュ

ンシデント対応能力の向上を図るため、二〇

二六 0

1]

(金融機関との建設的な対話と一斉把握

営陣 金 の取 融庁では、サイバーセキュリティに関する経 り組み、 リスク管理の 枠組み、 サイバ

券会社、大手以外の生損保、 と実効性確保などについて、 セキュリティリスクへの対応態勢、 地銀 取引所など、合計 ・第二地銀 B C P の 整備 証

九○社と対話してきてい ・ます。

を推進している先では、 その中で、 経営陣が陣 頭指揮を執り、 組織体制整備や技術的 取り 組 対

す。

ても、

金融庁は、

様々な取り組みを行ってい

ま

最近、

金融分野のサイバーセキュリティに関し

金融庁では、二〇一五年四月に「監督指 イバー セキュリティ基本法の施行に引き続 針

月には 方針」を公表しました。これを受け、二年ほど前 検査マニュアル」の改正を行うとともに、 「サイバーセキュリティ強化に向けた 同 年七 取

組

み

サ

イ

バ 1

対 応

態勢、

コン

チプラン

訓

な 組 関与が希薄な先は、 策において急速な進展が見られる一方、 さまざまな課題があるとい 経営陣の Š

傾向が見られました。

Ŕ れる状況です。それに対して、 いる 経営陣 が遅れてい ラン・訓練など、他の分野でも取り組みが進んで スク管理の枠組み、 この点をブレークダウンして申し上げますと、 傾 監査の分野では、 向があります。 の取り組みが進んでいる金融機関では、 る金融機関では、 サイバー対応態勢、 人員配置などに遅れが見ら ただ、こうした金融機 経営陣の取り組み リスク管 理の コンチプ 枠 関で

と考えています。

を合わせ、官民一体となってサイバーセキュ ティ対策を今後さらに向上させていく必要がある 重要です。さらに、 SACなどの情報共有機関を活用した「共助」も よる「自助」は当然必要ですが、 (金融機関同士の情報共有の枠組みの実効性向上) + イバ ーセキュリティに 金融庁の支援による「公助」 関し、 同時に、 金融機関自身に 金融 1] Ï

1]

七、取引の高速化への対応と金融

(金融商品取引法の一部を改正する法律の概要) 商品取引業者等

正法が成立し公布されました。改正法において するため、二〇一七年五月に金融商品取引法 の影響力が増大しています。 日 本の証券市場において、高速取引(HFT) こうした状況に対応 の改

場に任せきりで、

会社全体として態勢が整ってい

います。

IT部門は頑張っていても、

経営陣

. は現 れて 練

いずれの分野でも一般的に取り組みが遅

ないという傾向が見られます。

は、 して登録制を導入するとともに、 Н FTの実態が把握できるよう、 体制 整備 H F T に リス 対

る情報提供等の内容としては、 る措置などのルールを整備しました。 ク管理に係る措置、 当局に対する情報提供等に係 取引戦 当局に対す 略 の届 け出

システムの脆弱性の増大などの懸念が指摘さ

害、

n ています。

入、HFTの体制整備 上げたような形で、HFTに対する登録 こうした課題に対応していくため、 リスク管理、 当局 先ほど申

制

導

の情 0)

報提供などの枠組みが整備されました。

### (高速取引の影響力の増大)

や取引記録

の作成・保存などが含まれています。

程度に達しています。 数ベースで約七割程度、 高速取引の影響力が大きくなってきていることが ロケーションエリアからの取引の割合は、注文件 二〇一六年の東京証券取引所の取引に占めるコ 日本の証券市場におい 約定件数ベースで約四割

#### 金融商品取引業者等

金融商品取引業者等に関しては、 平成二九事務年度金融行政方針」におい 次のような言及

が なされています。

収益 デルを実現するため、どのように取り組 か、モニタリングすることとしています。 められる中で、市況等に左右されにくい安定的 証券会社については、 ・財務基盤を構築し、 顧客本位 持続可能なビジネスモ の業務運営が んでい 淮

わかりますが、これに伴って、市場におけるボラ

リティの急激な上昇、

中長期的な投資家

FX業者については、従来から為替リスク管理

引ニー、 増大、

ズが先回りされることによる取引コス

トの の取

中長期的な企業価値に基づく価格形成の阻

77

約二二○○社まで減少しています。問題のある業三四○○社あったものが、二○一七年三月末では

は、二○一八年に、FX業者の決済リスク管理のの向上等を求めてきているところです。金融庁で

こととしています。強化について、有識者による検討会を立ち上げる

三条業者については、二〇一六年六月末時点で約適格機関投資家等特例業務届出者、いわゆる六

一定期間の公表を経て、業務廃止命令を発出するもに、当局から連絡がとれない業者に対しては、者に対し、必要に応じて監督上の対応を行うとと

などの対応を行っていきます。

し続けるような状況は終結させ、

適切な規制をタ

クベースでのモニタリングを引き続き行っていき運営の実態に関する情報分析・検証を進め、リスについては、顧客に対する広告・勧誘、ファンドのについては、顧客に対する広告・勧誘、ファンドのでは、顧客に対する

ます。

は、

金融安定理事会(FSB)を含め、国際的な

### 八、国際面での取り組み

### (1) 国際的な議論の紹介

(国際的な金融規制に関する対応)

基本的に、経済の持続的成長と金融システムの安国際的な金融規制改革に関しては、金融庁は、

あってはなりません。新たな規制を際限なく策定ステイナブルな成長が損なわれるようなことが融システムの安定を最優先するあまり、経済のサ定が両立しなければならないと考えています。金

うか見極める必要があります。これらの考え方影響を評価し、意図せざる規制の影響がないかど新たな金融規制を実施するに当たっては、規制の新たな金融規制を実施するに当たっては、規制の

問題の終結、

シャドーバンキングによるリスクへ

す。

共通認識になってきています。

#### (G20における議論)

取り組みとして、強じんな金融機関の構築に向け 月に開催されたG20首脳会合では、 めの金融規制改革の推進が宣言されました。 (G-SIFIs) への対応を通じた大き過ぎて潰せない 二〇〇八年九月のリーマンショックの後、一一 ーゼルⅢの推進、システム上重要な金融機関 危機防止 主な のた

の対処、デリバティブ市場の安全性の確保などが

掲げられています。

その後、最近のG20サミットの首脳宣言では、

適時、 基本的に、合意された金融セクター改革の課題 う内容に変わってきています。 完全かつ整合的な実施にコミットするとい 0

もう少し立ち入って首脳宣言の変遷を見てみま

化、銀行規制を重くしないなどの言及がなされま すと、二○一五年一一月のアンタルヤ・サミット ○一六年九月の杭州・サミットでは、改革を最終 では、今後も改革を継続とされていましたが、二

した。また、二〇一七年七月のハンブル ク・サ

ミットでは、過去の合意の適時、 な実施、金融規制改革の影響評価作業への支持な 完全かつ整合的

会で、バーゼルⅢの枠組みが最終化されていま 79

どがうたわれました。その後、

国際銀行監督委員

### 〔金融行政の「内外一体」を目指して〕

対処するなど、それぞれが、 に交渉する一方、 制の導入による負担ができるだけ小さくなるよう の仕事を完結させようとする面がありました。 従来、 金融庁においては、 国内部門は国内の課題に独自で 国際部門は、 狭い 視野の中で自分 国際規

しか

国際的

な規制改革が解決しようとして

行っており、二〇一八年の早い時期に提言が最終産運用業に関する流動性管理についても議論をなどについて情報交換を行っています。また、資なを実施し、各国・地域の状況や当局の取り組みネットワークを設け、月一回、各当局間で電話会

積極的に法執行関係の情報交換を行っています。加盟しています。我が国も、この枠組みの中で、み(MMOU)が設けられ、現在、一一五ヶ国がみ(MMOU)が設けられ、現在、一一五ヶ国が

化・公表されることになると思います。

さらに、 二〇一七年三月、EMMOU (Enhanced

すので、これに抵触しない範囲で可能な協力がであ場合、通信の秘密という憲法上の制約がありまを交換できるようにする枠組みです。ただ、日本を対した。これは、インターの場合、通信の秘密という憲法上の制約がありま

#### (IOSCOの活動

た、IOSCO事務局には、金融庁から職員を一個、地域委員会の一つであるアジア・太平洋地域を員会の一つであるアジア・太平洋地域を員会の一つであるアジア・太平洋地域をは、私は、今、金融庁を代表して証券監督者

きるよう議論を進めているところです。

名派遣しています。

四年一〇月、

同等との評価をEUから得るこ

#### (2) その他の国際面での取り組み

同

等性評

価

的にどのように整合性を図っていくかは、引き続 諸外国との間で、各国の金融規制・監督と実質

き重要な課題となっています。 EUとの間では、二〇一二、三年頃から、 特に

手国 清算集中機関(CCP)を中心に同等性評価 のそれと同等とみなせるかの評価) 地 域 の法律・監督上の枠組みが自国 が行われ、 地域 相

とができました。 (MiFID 2) の関係で、 現在も第二次金融商品市場指令 幾つかの同等性評価 の作

業が進められているところです。

米国との間でも、商品先物取引委員会(CFT

引レベル規制が概ね同等との評価を得ることがで バティブ規制に関連して、 との協議の結果、二〇一三年八月、 企業体レベ ル 店頭 規制と取 デリ

きました。

す。この点、二〇一三年九月のG20サンクトペテ 的にどう図っていくかは、 我が国と各国の金融規制 引き続き重要な課題で ・監督の整合性を実質

れました。金融庁では、これを基本的な方針とし とを可能とすべきとの見解で一致する」とうたわ より正当化されるときは、 に基づいて、…相互の規制及び執行枠組みの質に 相互の規制に委ねるこ

国の規制枠組みを十分尊重しつつ、効果の類似性

ルブルグ・サミットのコミュニケにおいて、「本

### (監査監督機関国際フォーラム)

て、各国当局と交渉を行っているところです。

六年九月に設立され、 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR) グル ] バ ル な監査品質の向 現在、 五二ヶ 上 一のため、 国 地域 100 の監

査監督当局が加盟しています。

は、

の開設を実現することができました。日本の国際組み、二〇一七年四月、恒久的な事務局の東京へ我が国は、IFIAR事務局の日本誘致に取り

としての地位向上の観点から、極めて重要な成果的なプレゼンスの強化、東京の国際金融センター

を挙げることができたと考えています。

平成二九事務年度金融行政方針」では、

事務

でも、同様の趣旨がうたわれています。われています。また、「未来投資戦略二〇一七」わ・そこでの議論の国内への還元を行う旨がうた局の運営支援、IFIARの議論への戦略的な関

#### (国際金融連携センター)

PAC)を取り上げます。 最後に、グローバル金融連携センター(GLO

ンター(AFPAC)が設置されました。ここで二〇一四年四月、金融庁内にアジア金融連携セ

化するため、これらの当局者のトレーニングなどは、アジア諸国の金融規制当局との協力体制を強

が行われてきました。

その後、金融機関のグロバ

] バ

ルな展開が進む

識されるようになりました。こうした観点から、ど、アジア以外の新興国にも拡大する必要性が認中、支援対象区域を、中東、アフリカ、中南米な

(GLOPAC) への改組が行われました。

二〇一七年一二月現在、

二五ヶ国の金融当局者

二〇一六年四月、グロ

] バ

ル金融連携センター

へいし、現役研究生への講義や金融庁職員との意持・強化するため、研修プログラムに卒業生を招に、研修プログラム卒業生とのネットワークを維

政方針」及び「未来投資戦略二〇一七」におここの点に関しても、「平成二九事務年度金融行

見交換の機会を提供しています。

うたわれているところです。て、新興国における知日派を着実に育成する旨が

だざいます。(拍手) 駆け足になりましたが、私からの説明は以上で

| 増井理事長 大変幅広い内容についてお話しいた

だきました。

本来なら、三回か四回に分けてお話

がございますので、御質問があればお出しいただの方もいらっしゃるかもしれません。若干お時間す。会場の皆様の中には、御疑問を残されたまましいただくような内容が含まれていたと思いま

ば、日本の信用力がベースにあるからこそ、日本私にはよくわかりません。例えば、日本円であれ質問者A そもそもなぜ仮想通貨が必要なのか、

ければと存じます。

61

かがでしょうか

動するのでしょうか。

す。

そのような基礎を持たない仮想通貨がなぜ生

対する信認が生まれ需要が発生するわ

けで

理解できないのです。偽造通貨が多く出回っていする何らかの必然性があるのか、そこのところがまれるのか、通貨の需要者側に仮想通貨を必要と

あれば、わからないわけでもないのですが。るなど、自国通貨が信用できないような事情でも

で、自国通貨の価値が変動するということであれンフレやデフレなどを背景に、他国通貨との関係値が変動するというのが不思議です。例えば、イもう一つ、派生的な質問として、仮想通貨の価

にもかかわらず、なぜ仮想通貨の価値が大きく変ばよくわかります。しかし、そうした事情がない

水口 ビットコインは、約十年前にサトシ・ナカ

の仮想通貨を使うようになったと聞いています。も、幾つかの会社が支払決済にビットコインなどなっています。その後、アメリカでも、日本で

べ、仮想通貨の場合、送金コストが非常に安いた れることもあるようです。伝統的な金融機関 めに、プラクティカルな意味で広がってきている 海外への送金手段として仮想通貨が使わ と比

想通貨の交換を業として行っている事業者を規制 の対象としているものです。 いるわけではなく、資金決済法は、あくまでも仮 金融庁は、仮想通貨それ自体について規制して

ようです。

大きく変動しているのはたしかに事実です。決済 がいまして、多分に投機的な目的の売買が行われ 価格の変動は考えにくいようにも思います。した のために使われるだけであれば、これほど大きな 二つ目のご質問に関連して、仮想通貨の価格が

0 ている可能性があります。 取引の状況を見ておりますと、例えば中国で 価 格は需給によって変動します。 ビットコイン

ビットコインに対する規制が導入されますと、

れますと、ビットコインの価格は一旦下がるので 同様に、ビットコインが分岐するといった噂が流 ビットコインの価格は大幅に下がったり、

ビットコインの価格変動については、様々な要因 インの価格は上がりました。したがいまして、 すが、しかし、

実際に分岐した後では、ビットコ

じています。

があり、

正確には理解しにくいところがあると感

をよく見ながら、 けではないのですが、いずれにせよ、取引の 金融庁は、仮想通貨それ自体を規制しているわ 仮想通貨交換業者のモニタリン )状況

きことをやっていきたいと考えています。 グ、利用者の保護については、しっかりとやるべ

えているのでしょうか。

質問者B

金融庁は、ビットコインを肯定的に捉

水口 金融庁が、ビットコインなどの仮想通貨に

制を行っているものです。 があって、それが一 1 のものより、 対して肯定的かと問われましたら、そこはニュ いることに着目し、 ラルです。 金融庁は、 仮想通貨を取り扱う業者に着目して 仮想通貨交換業者に対して規 部において決済等に使われ ビットコインというも 金融庁は、 仮想通貨そ Ċ 1 0

質問者C 二〇一七年に、IOSCOは、ファン モニタリングを行っています。

これによって大きな影響を受けるアメリカ 務局長が大バトルをやっていた記憶があります。 ラックロックとIOSCOのデビッド・ライト事 にもその素案を公表しており、その後の会議で、 た。これに先立って、IOSCOは、二〇一三年 ドの流動性リスク管理に関する提言を公表しまし のブ

のになっているのでしょうか。

水口 含む様々なステークホルダーの意見も聞 IOSCOでは、 グロ ] バ ル な運

て、 の提言の内容は、 グ D 1 バ ル な運用機関も含

回

回の提言を作成しています。

したがいまして、今

いて、

用

機 関を 今

受容可能なものになってい ると理解 してい

す。

増井理事長 らっしゃるかもしれませんが、 まだまだ質問されたいという方も 既に時間を過ぎて

える会」を終わらせていただきたいと思います。 おりますので、今日はこの辺りで「資本市場を考

審議官にどうぞ拍手をお願いいたします。 (拍手

大変役に立つ、

貴重な御講演をい

ただい

た水口

平成二九年十二月十九日に開催した講演会での講 みずぐち じゅん・金融庁総務企画局審議官

/本稿は、 演の要旨を整理したものであり、 文責は当研究所にある。

を聞

その後、

関係者のコンセンサスが得られるような内容のも

ていたのですが、今回公表された提言は、

IOSCOも考え方を見直すようなこと

#### 証券レビュー 第58巻第2号

水口 純氏

略 歴

昭和62年 大蔵省入省

平成19年 財務省関税局関税課経済連携室長

平成21年 財務省国際局地域協力課国際調整室長

平成22年 財務省国際局調査課長

平成23年 金融庁総務企画局参事官(国際担当)

平成26年 証券取引等監視委員会事務局総務課長

平成28年~ 金融庁総務企画局審議官(監督局・国際担当)

【国際機関】

平成6~9年 アジア開発銀行職員(総裁補佐官)

平成15~19年 金融安定化フォーラム (現・金融安定理事会 (FSB))

事務局職員

平成25~28年 LEI 規制監視委員会 (ROC) 副議長

平成29年~ 証券監督者国際機構 (IOSCO)

アジア太平洋地域委員会議長